

2012



規制政策ガバナンスに  
関する理事会提言

## OECD規制政策委員会

規制政策委員会のマンデートは、加盟国及び非加盟国における規制の質と規制改革に向けた能力開発及び向上を助けることである。規制政策委員会は公共ガバナンス・地域開発局規制政策課の職員に支援されている。

OECD公共ガバナンス・地域開発局において組織設計及び政策実行を強調することによって、相互学習及び異なる社会・市場状況における成功事例の伝達がなされる。目的は、国及び地域レベルにおいて、よりよい政府システムを構築し、政策を実施することを助け、それによって持続可能な経済・社会の成長に導くことである。

規制政策に関する詳細は、ウェブサイト[www.oecd.org/regreform](http://www.oecd.org/regreform)をご覧になるか、ニコライ・マリシュブ([nikolai.malyshev@oecd.org](mailto:nikolai.malyshev@oecd.org))又はグレゴリー・バウンズ([gregory.bounds@oecd.org](mailto:gregory.bounds@oecd.org))にまでご連絡ください。

## OECD行政ガバナンス・地域開発局のミッション・ステートメント:

私たちのミッションは、全てのレベルの政府が戦略的で、証拠に基づいた革新的な政策を企画及び実施することを支援することによって、公共ガバナンスを強化し、多様かつ困難な経済・社会・環境面の課題に効果的に対応し、市民に対する政府の関与を伝達することである。

## 2012規制政策ガバナンスに関する理事会提言

金融財政危機、社会の変化の影響や、環境課題により、健全な規制枠組みは、市場の十分な機能と社会、環境保全及び経済成長の促進のための基本的条件として重要であることが明らかとなった。本提言は、政府が組織的な規制改革を実施、推進し、これによって公共政策目的に適合した経済や社会によい影響をもたらす規制を提供することを支援するために、政府がとることができる、かつ、とるべき方策を示している。これらの方策は、包括的な政策サイクルに統合され、その中では規制は全ての政府のレベルで、適切な機関による支援を受けて企画、査定及び事前・事後評価、改訂、実施される。

本提言が示す12のハイレベルな原則は、加盟国に以下のことを提言する：

1. 規制の質を高めるため、明確な全政府の政策について政治的最高レベルで取り組むこと。規制が活用される場合、政策は、経済、社会、環境便益がコストを正当化し、利益配分が考慮され、かつ、実質便益が最大化されることを確保するため、明確な目的と枠組みをもって実行されるべきである。
2. 規制が公共の利益に資し、関心がある者や規制によって影響を受ける者の要求に対し制度的に情報提供することを確保するため、開かれた政府の原則、更に透明性、規制手続きへの参加を固守すること。これは、意味のある規制提案の原案執筆手続きに貢献し、分析を支援することに資するため、公共の参加(オンラインも含む)を提供することを含む。政府は規制が総合的、明確であり、かつ関係者が権利や義務を理解しやすいことを確保するべきである。
3. 規制政策の手続きや目的への監督、規制政策の支援と実施、これによって規制の質の向上の促進を積極的に提供するメカニズムや機関を設立すること。
4. 新規規制の提案を固めるための政策手続きの早期段階に規制影響評価(RIA)を導入すること。明確に政策目的を特定し、規制が必要か、どのように最も効果的かつ効率的にこれらの目的を達成することができるかを評価する。規制以外の手法を検討し、最適な手法を特定するために分析された異なる手法とのトレードオフを特定する。
5. 明確に特定された政策目的に対し、コスト便益分析を含め、重要な規制の蓄積を見直す組織的なプログラムを実行する。これによって、規制が更新されていること、コストが正当、効果的、一環していること、更に規制が意図した政策目的を実現していることを確保する。
6. 定期的に規制政策の成果の報告を公開し、プログラムを改善、公的権力が規制を適用すること。このような報告には、どのように規制影響評価(RIA)、公開審議の実施、既存の規制の精査等の規制手段が実際に機能しているかの情報を含めるべきである。
7. 規制に関する決定が利害対立、偏見及び不適切な影響なしに、客観的、公平かつ一環した基盤に基づくとの大きな信頼を得るため、規制機関の役割や機能に関する一環した政策を展開すること。
8. 法令順守や規制手続きの公平性を評価するための仕組み、規制制裁を発出する権利のある主体による決定が効果的であることを確保すること。市民やビジネスがこれらの評価の仕組みを合理的なコストで入手可能であり、適時に決定を受け取ることを確保すること。
9. 必要に応じ、リスク評価、リスクマネジメント及びリスクコミュニケーション戦略を規制の企画と実施に当てはめ、規制は焦点が絞られ効果的であることを確保すること。規制者はどのように規制が効果があり、責任ある実行と戦略の実現を企画すべきであるかを評価すべきである。
10. 必要に応じ、超国家、国、地方レベルの政府間での調整メカニズムを通じて規制の一貫性を促進すること。規制手法間の一貫性を促進し、規制の重複や衝突を防止するため、あらゆる政府レベルにおける先進的な規制の課題を特定すること。
11. 規制管理能力の開発と地方政府レベルの成果を促進すること。
12. 規制政策を展開するにあたり、全ての関連する国際基準や同分野での協力枠組み、必要に応じ管轄外の関係者に及ぼすであろう効果について検討すること。

本提言で示す各原則については、本提言の全文をご覧ください。:

[www.oecd.org/regreform/regulatorypolicy/2012recommendation.htm](http://www.oecd.org/regreform/regulatorypolicy/2012recommendation.htm)

スロベニア

ハンガリー

チェコ共和国

米国

オーストラリア

ベルギー

ニュージーランド

アイスランド

英国

メキシコ

ギリシア

フィンランド

オーストリア

ノルウェー

チリ

韓国

スペイン

カナダ

アイルランド

イスラエル

スウェーデン

オランダ

デンマーク

フランス

エストニア

ポルトガル

ポーランド

イタリア

日本

フランス

ルクセンブルグ

スイス

トルコ

スロバキア共和国

2012年の本提言は、アラビア語、英語、フランス語、ドイツ語、ポルトガル語、スペイン語でもご覧いただけます。  
詳細は下記をご参照ください。

[www.oecd.org/regreform/regulatorypolicy/2012recommendation.htm](http://www.oecd.org/regreform/regulatorypolicy/2012recommendation.htm)